

建築基準法施行細則(抜粋)

(特定建築物の定期報告)

第 9 条 法第 12 条第 1 項の規定により市長が指定する建築物は、次に掲げるものとする。

(1) 法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物のうち次に掲げるもの

ア 病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)、ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が 3 階以上の階にあるもの

イ 学校(幼稚園を除く。))の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が 3 階以上の階にあるもの

ウ 児童福祉施設等(入所施設があるものに限る。))の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が 3 階以上の階にあるもの

エ 共同住宅又は寄宿舍(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 15 項に規定する共同生活援助を行う事業の用途に供するものに限る。))の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が 3 階以上の階にあるもの

オ 幼稚園又は保育所の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの(平屋建てのものを除く。))又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が 3 階以上の階にあるもの

カ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が 3 階以上の階にあるもの

キ 百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が 3 階以上の階にあるもの

ク キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店又は公衆浴場(個室付浴場業に係るものに限る。))の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え、かつ、その用途に供する部分の全部又は一部が 3 階以上の階にあるもの

(2) 政令第 14 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる建築物のうち次に掲げるもの

ア 病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)、ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は 3 階以上の階にあるもの

イ 学校(幼稚園を除く。)、体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の全部若しくは一部が 3 階以上の階にあるもの

もの

- ウ 児童福祉施設等(入所施設があるものに限る。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は 3 階以上の階にあるもの
 - エ 共同住宅又は寄宿舎(老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 15 項に規定する共同生活援助を行う事業の用途に供するものに限る。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は 3 階以上の階にあるもの
 - オ 幼稚園の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の全部若しくは一部が 3 階以上の階にあるもの
 - カ 保育所の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は 3 階以上の階にあるもの
 - キ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は 3 階以上の階にあるもの
 - ク 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が 1 階にないもの
 - ケ 百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は 3 階以上の階にあるもの
 - コ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店又は公衆浴場(個室付浴場業に係るものに限る。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の全部若しくは一部が地階又は 3 階以上の階にあるもの
- 2 省令第 5 条第 1 項の規定により市長が定める時期(以下この項において「報告時期」という。)は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、前項各号のうち 2 以上の号に該当する建築物に係る報告時期については、当該建築物を当該各号の用途に供する部分のうち床面積が最大のものの用途に供する建築物とみなして、次の各号を適用する。
- (1) 次に掲げる建築物 令和 4 年度を始期として、3 年ごとの年の 4 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの期間内で、かつ、前回報告した日から 3 年を超えない日まで
 - ア 政令第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる建築物のうち、法別表第 1(イ)欄(2)項に掲げる建築物であって、下宿、共同住宅、寄宿舎及び児童福祉施設等の用途に供するもの
 - イ 政令第 16 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物
 - ウ 前項第 1 号イからオまでに掲げる建築物
 - エ 前項第 2 号イからカまでに掲げる建築物
 - (2) 次に掲げる建築物 令和 5 年度を始期として、3 年ごとの年の 4 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの期間内で、かつ、前回報告した日から 3 年を超えない日まで
 - ア 政令第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物
 - イ 政令第 16 条第 1 項第 2 号に掲げる建築物
 - ウ 政令第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる建築物のうち、法別表第 1(イ)欄(4)項に掲げる建築物

エ 前項第 1 号カからクまでに掲げる建築物

オ 前項第 2 号キからクまでに掲げる建築物

(3) 次に掲げる建築物 令和 6 年度を始期として、3 年ごとの年の 4 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの期間内で、かつ、前回報告した日から 3 年を超えない日まで

ア 政令第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる建築物のうち第 1 号ア及び前号ウに定める以外の建築物

イ 前項第 1 号アに掲げる建築物

ウ 前項第 2 号アに掲げる建築物

3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成 20 年国土交通省告示第 282 号)第 2 の規定により法第 12 条第 1 項に規定する調査及び同条第 2 項に規定する点検に付加する項目、方法及び結果の判定基準は、次の表に定めるとおりとする。

同条第 2 項に規定する照会に付加する項目、方法及び結果の判定基準は、次の表に定めるところとする。

調査項目			調査方法	判定基準
建築物の内 部	常 時 閉 鎖 した 状 態 にある 防 火 扉 (各階 の 主 要 な も の に 限 る。以下こ の 表 に お いて「常閉 防火扉」と いう。)	閉鎖又は作動の閉鎖の障 害となる物品の放置並び に照明器具及び懸垂物等 の状況	目視又はこれに類する方法 (以下この表において「目視 等」という。)により確認す る。	物品が放置されていること等 により常閉防火扉の閉鎖又は 作動に支障があること。
		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認 する。	取付けが堅固でないこと。
		扉、枠及び金物の劣化並 びに損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食 により遮炎性能又は遮煙性能 に支障があること。
		固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定 されていること。
		作動の状況(人の通行の 用に供する部分に設ける ものに限る)	扉の閉鎖時間をストップウ ォッチ等により測定し、扉の 質量により運動エネルギー を確認するとともに、必要 に応じてプッシュプルゲー ジ等により閉鎖力を測定す る。ただし、3年以内に実施 した点検の記録がある場合 にあつては、当該記録によ り確認することをもつて足 りる。	防火区画に用いる防火設備等 の構造方法を定める件(昭和 48 年建設省告示第 2563 号)第 1 号の規定に適合し ないこと。
	居 室 の 換 気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作 動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
換気の妨げとなる物品の 放置の状況		目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置 されていること。	

避難施設等	階段	特別避難階段	階段室又は付室（政令第123条第3項第1号に規定する付室をいう。）の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
		排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	その他の設備等	非常用エレベーター	昇降路又は乗降ロビー（政令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーをいう。）の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	非常用の照明装置		非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
			照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

4 法第12条第1項の規定による報告は、省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書（付近見取図及び尿尿浄化槽の見取図を除く。）を添付して行わなければならない。

5 前項の規定による報告書は、報告の日前3月以内に調査し、作成したものでなければならない。

6 前項の規定により作成した報告書に係る省令第6条の3第5項第2号の市長が定める期間は、報告書が提出された日から5年とする。

（建築設備等の定期検査）

第10条 法第12条第3項の市長が指定する特定建築設備等は、前条第1項各号に掲げる建築物に設けた随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）とする。

2 省令第6条第1項の市長が定める時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から1年を超えない日までとする。

3 省令第6条の2の2第1項の規定による報告の時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から1年を超えない日までとする。

4 法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の報告は報告の日前3月以内に検査し、作成したものでなければならない。

5 法第12条第3項の規定により作成した報告書に係る省令第6条の3第5項第2号の市長が定める期間は、報告書が提出された日から3年とする。